## 山形県中小企業団体中央会会長 殿

山形県健康福祉部地域福祉推進課長 (公印省略)

企業内における民生委員・児童委員制度の周知及び委員活動への 配慮に関する御協力について(周知依頼)

日頃から本県の地域福祉行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では現在、民生委員・児童委員制度について、県民の皆様に御理解を深めていただくための普及啓発活動に取り組んでおり、その一環として、働きながら民生委員・児童委員活動を行っている方々に対する配慮について、県内企業からの協力を図ることとしております。

つきましては、取組の趣旨を御理解いただき、関係企業等に対する別添通知の周知 に御協力くださるようお願いします。



# 【担当】

山形県健康福祉部地域福祉推進課 地域福祉・人権擁護担当 片桐

〒990-8570 山形市松波 2-8-1

TEL: 023-630-2268 FAX: 023-632-8176

Mail: katagiriko@pref.yamagata.jp

県内企業代表者 殿

山形県健康福祉部地域福祉推進課長 (公印省略)

企業内における民生委員・児童委員制度の周知及び委員活動への 配慮に関する御協力について(依頼)

日頃から本県の地域福祉行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では現在、民生委員・児童委員制度について、県民の皆様に御理解を深めていただくための普及啓発活動に取り組んでいます。

民生委員・児童委員は、皆様がお住まいの地域で、高齢者の見守り活動や、住民の皆様の生活上の悩み(親の介護、子育て、近隣トラブル等)や相談に応じて、その問題が解決できるよう、行政や専門機関、サービス等を案内するなどの「つなぎ役」として活動しています。

民生委員・児童委員の中には、民間企業等で社員として働きながら活動されている 方々もおりますが、民生委員・児童委員制度そのものを御存知でない住民の方も多く、 当該制度への理解と委員活動に取り組みやすい環境づくりが求められています。

また、社員の皆様が生活上の課題を抱えた際に、悩みなどを気軽に相談できる民生 委員・児童委員について知っていただくことは、企業の皆様におかれましても有意義 であると考えています。

つきましては、民生委員・児童委員活動について御理解をより深めていただくために、別紙「民生委員・児童委員について」を社員の皆様に周知いただくとともに、社員の皆様の中に民生委員・児童委員がいらっしゃる場合には、委員活動時における就労義務の免除など、民生委員・児童委員活動に取り組みやすい環境に御協力くださるようお願いします。

#### 【担当】

山形県健康福祉部地域福祉推進課 地域福祉・人権擁護担当 片桐 〒990-8570 山形市松波 2-8-1

TEL: 023-630-2268 FAX: 023-632-8176

Mail: katagiriko@pref. yamagata. jp

# 民生委員・児童委員制度について

# 民生委員・児童委員とは?

民生委員・児童委員は、身近な地域で、住民の皆様の生活上の様々な悩みや相談に応じ、行政や専門機関、サービス等への「つなぎ役」として活動しています。

また、身分としては、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱されており、 無償で活動する非常勤特別職の地方公務員です(別途、交通費や通信費などに係る 活動費の支給はあります)。任期は3年で、現在、山形県内には約2,900人の民生 委員・児童委員がいます。

## 身近な地域の民生委員・児童委員が分かりません。

お住まいの市町村の民生委員・児童委員担当課にお問い合わせください。お住まいの地域を担当している民生委員・児童委員をご紹介します。また、広報誌に民生委員・児童委員の情報を掲載している市町村もあります。

#### どのような活動を行っていますか?

お住まいの地域において、以下のような様々な活動を行っています。

#### 【活動内容の例】

- 「子育ての悩み」、「家族の介護のこと」など、住民の生活上の相談対応
- 近所の方が困っているとの情報提供があった場合の訪問による状況把握
- ひとり暮らし高齢者宅への訪問、声かけ、見守り活動
- 住民が心配ごと、困りごとがある場合の必要な支援先へのつなぎ
- 「子育てサロン」、「子どもの登下校時などの地域の見守りパトロール」、「学校や自治会の行事や会議のお手伝い」など地域での活動協力

#### プライバシーは守られますか?

民生委員・児童委員には守秘義務があります。相談内容が他の人に伝わることは ありませんので、ご安心ください。

### 民生委員・児童委員活動に興味があります。

民生委員・児童委員になっている方々は、多くは仕事を定年退職した人や専業主婦の方等ですが、自営業等の就業者の方もおられます。また、令和4年度は民生委員・児童委員の一斉改選が行われる予定であり、今後、お住まいの地域でも次期委員の選定が進められます。

退職後などにボランティアや地域福祉活動に参加したいとお考えの方、また、これらに興味のある方は、お住まいの市町村の福祉担当課の窓口にお問い合わせください。